

審議した主な議案

農業委員会の委員の同意

「猪苗代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて」

以下の12名の方を適任と認め、全会一致で同意しました。任期は令和5年7月20日から令和8年7月19日まで。

- 渡部 誠 氏 (四ツ谷)
- 大月 喜裕 氏 (土田)
- 鈴木 範政 氏 (西館)
- 土屋 勇雄 氏 (壺下)
- 遠藤 正浩 氏 (水沢)
- 二瓶 公司 氏 (木地小屋)
- 小檜山 浩子 氏 (祢次)
- 高橋 二三雄 氏 (烏帽子)
- 安達 壽人 氏 (打越)
- 鈴木 正晃 氏 (今泉)
- 丸山 之子 氏 (百目貫)
- 浦 大輔 氏 (八千代)

猪苗代町監査委員の同意

「猪苗代町監査委員の選任につき同意を求めることについて」

佐賀要一氏を適任と認め、全会一致で同意しました。任期は令和5年6月20日から令和9年6月19日まで。



佐賀 要一 氏
(西久保)

あなたの声を審議しました

6月定例会で審議された「請願」の結果は次のとおりです。

区分	件名 請願・陳情の要旨	紹介議員氏名	付託委員会	審議結果
請願 第1号	「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書 福島県教職員組合 中央執行委員長 瀬戸 禎子 福島県教職員組合北会支部 支部長 塚田 敏茂	鈴木 元	文教厚生	採択

採択

文教厚生委員会 提出議案

国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

【提案理由】

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和6年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

【提出先】 復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣

賛成全員 可決

臨時会 補欠選挙により新たな議員 3 名当選！

(6月28日)

あらまし

令和5年第5回臨時会は6月28日開催されました。
開会に先立ち、新たな議員3名と、二瓶盛一新町長のあいさつがありました。
本会議では、新しく議員になった3名の議員の議席や、所属委員会の決定などを議題に開催されました。

【主な審議内容】

- 議席の一部変更の件
当選回数・在職年数・年齢の若い議員から順次議席番号を定めるため議席の一部変更を行った。
- 経済建設常任委員・文教厚生常任委員の補充選任の件
常任委員会の定数5人に対し、経済建設常任委員会委員が1人、文教厚生常任委員会委員が2人欠員だったため、議長の指名により補充した。
- 議会運営委員会委員の補充選任の件
議会運営委員会委員が1名欠員だったため、議長の指名により補充した。
- 議会広報編集特別委員会委員の辞任・選任の件

全て異議なしと認め、変更・補充が行われた。

新議員 (任期：令和5年6月18日～令和6年2月29日)

1.氏名 2.行政区 3.常任委員会



ながとも ひろむ

- 1.長友 海夢
- 2.長瀬行政区外
- 3.文教厚生常任委員会



やまうち こうじ

- 1.山内 浩二
- 2.長坂
- 3.経済建設常任委員会



まつえ まさる

- 1.松江 克
- 2.本町
- 3.文教厚生常任委員会

文教厚生常任委員会



委員長 瀧田 勝昭
副委員長 大高 佐代美



二瓶盛一 新町長

【二瓶町長あいさつ】 (抜粋)

今後、ますます厳しく変化するであろう社会情勢を的確に捉え、私の考える町政の原点である「住み続けたい町にするために！」活気あるまちを目指し、未来を担う人材を育み、そして、安全・安心に暮らせるまちづくりに全身全霊を捧げる覚悟でございます。

一般質問 町政を問う

〇〇〇 主な質問事項 〇〇〇

渡部 一登 ……………⑨
磐梯東都バス廃止に伴う町の対応

星野 あけみ ……………⑩
ごみの減量化

鈴木 元 ……………⑪
里親制度

瀧田 勝昭 ……………⑫
公共工事の入札及び契約の適正化の推進

五十嵐 ミエ子 ……………⑬
子育て支援策

一般質問とは？

議員が町の行政全般にわたり、事務の執行状況や将来に対する方針を聞き、疑問点をただすこと。

本町の質問時間は、答弁を含め60分以内で1問1答方式である。

町のホームページでは、一般質問の録画映像を配信しています。

ユーチューブ

「YouTube」はじめました！

猪苗代町議会は、町のホームページでの録画映像配信に加え、スマートフォン等携帯端末での閲覧ができるよう、YouTubeによる配信をはじめました。次ページからのQRコードをご利用ください。

Wi-Fi環境での視聴をお勧めします。

※この映像は猪苗代町議会の公式記録ではありません。

臨時会 (5月12日)

あらまし

令和5年第3回臨時会が開催され、専決処分の報告1件、専決処分の承認3件、令和5年度補正予算1件で、全て原案のとおり、全会一致で可決しました。

【主な審議内容】

○令和5年度一般会計補正予算（第1号）

食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、国の「子育て世帯生活支援特別給付事業補助金」（10/10補助）を活用し給付金を支給するため、歳入歳出それぞれ1097万5千円を追加する。

- ◎対象者：①令和4年度の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給を受けた方
- ②①以外の家計が急変した方

◎給付金額：5万円/児童一人当たり

【主な質疑】

問 ②は実際にどのような方が対象となるのか。

答 令和5年度の町民税が非課税になる方、令和5年1月以降の収入が激減し非課税世帯と同等の状況にある方。

※詳細は「広報猪苗代6月号」に掲載されています。

町政についての要望や意見を 文書で出すことができます

～請願・陳情の手続きについて

請願とは？

憲法第16条に規定された国民の権利として、公の機関に対して要望すること。

議員の紹介により提出できます。

陳情とは？

利害関係のある人が、その実状を訴えて適切な措置を要望すること。

議員の紹介なしで提出できます。

請願書・陳情書の様式に決まりはありません。記載例をホームページに掲載しています。

